

第1号様式 オレンジリングチーバくん（第4条第3項）



- 1 デザイン及び色調は、使用にあたって千葉県が交付する印刷用データによるものとする。原則、縦横の比率や色の変更、イラストの反転等の改変はできません。
- 2 原則として印刷用データどおりの多色印刷により使用するものとする。単色による使用を希望する場合は、その旨を申込書に記載すること。